

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一原子力発電所

特定原子力施設に係る実施計画の変更認可申請

(ALPS処理水の海洋放出に係る組織変更)

に係る審査について

令和3年8月27日

原子力規制委員会

1．実施計画の変更認可申請

東京電力ホールディングス株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 64 条の 3 第 2 項の規定に基づき、「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」（令和 3 年 8 月 26 日付け変更認可。以下「実施計画」という。）について、令和 3 年 7 月 19 日付け廃炉発官 R3 第 58 号（令和 3 年 8 月 18 日付け廃炉発官 R3 第 76 号で一部補正）をもって、組織の変更に係る実施計画の変更認可申請書（以下「変更認可申請」という。）の提出があった。

2．変更認可申請の内容

実施計画 第 1 編及び第 2 編第 3 章の保安に関する組織及び職務に係る規定において、多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質を告示¹濃度限度比総和 1 未満まで浄化处理した水（以下「ALPS 処理水」という。）の海洋放出に関連する設備の設計・建設・設置の他、ALPS 処理水の分析の計画に関する業務を行う部署として、発電所組織に ALPS 処理水プログラム部を新たに設置する。

1: 東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示

3．審査の視点

原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）は、変更認可申請について、「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について」（平成 24 年 11 月 7 日原子力規制委員会決定。以下「措置を講ずべき事項」という。）のうち、関連する「¹ . 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」を満たし、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分であると認められるか²について審査を行った。

2: 原子炉等規制法第 64 条の 3 第 3 項

原子力規制委員会は、実施計画が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害の防止上十分でないとき、又は特定核燃料物質の防護上十分でないときは、前二項の認可をしてはならない

4．審査の内容

措置を講ずべき事項のうち、「¹ . 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」では、運転管理、保守管理、放射線管理、放射性廃棄物管理、緊急時の措置、敷地内外の環境放射線モニタリング等適切な措置を講じることにより、「¹ . 設計、設備について措置を講ずべき事項」の適切かつ確実な実施を確保し、かつ、作業員及び敷地内外の安全を確保すること、特に、事故や災害時等における緊急時の措置については、緊急事態への対処に加え、関係機関へ

の連絡通報体制や緊急時における医療体制の整備等を行うこと、また、協力企業を含む社員や作業従事者に対する教育・訓練を的確に行い、その技量や能力の維持向上を図ることを求めている。

変更認可申請は、A L P S 処理水の海洋放出に関連する設備の設計・建設・設置の他、A L P S 処理水の分析の計画に関する業務を行う部署として、発電所組織にA L P S 処理水プログラム部を新たに設置するとしている。

規制委員会は、以下について確認した。

- 同部は、主としてこれまでA L P S 処理水の海洋放出に関連する業務に従事していた者で構成され、新たに同業務を一元的に所掌する部署であり、他部門との業務分担及び責任・権限が明確になっていること。
- 同部内に、3つのプロジェクトグループ(処理水機械設備設置、処理水土木設備設置及び処理水分析評価)を設け、必要な能力を有する人員を配置するとしていること。

以上のことから、A L P S 処理水の海洋放出を着実に履行するために必要な体制の整備が適切に行われ、発電所組織全体の職務の遂行に支障がないと判断したことから「特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」を満たしていると評価する。

なお、A L P S 処理水の海洋放出に際して分析評価に必要な要員や設備の確保状況については、海域モニタリング等を含む福島第一原子力発電所における分析全体の状況も念頭に置きつつ、別途申請されるA L P S 処理水の海洋放出の方法に関する実施計画の審査において確認する。

5. 審査結果

変更認可申請は、措置を講ずべき事項を満たしており、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分なものであると認められる。